

# 社会福祉法人省我会 役員等報酬・旅費規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人省我会（以下、「省我会」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、次の通り報酬について定める。

- (1) 理事長については、報酬月額 10,000 円を支給する。
- (2) 理事・監事については、報酬月額 5,000 円を支給する。
- (3) 評議員については、報酬を支給しない。

## (出張旅費)

第 3 条

- (1) 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により旅費等を支給することができます。
- (2) 旅費は、実費を支給する。なお、理事会、監事監査、評議員会出席に係る旅費は別表1の通りとする。
- (3) 業務遂行に必要な経費を、原則として実費支給できる。
- (4) 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- (5) 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

## (兼務役員)

第 4 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

## (改廃)

第 5 条 本規程の改廃は、評議員会の承認を経なければならない。

## 付 則

- 1 この規程は、平成29年6月16日より施行する。
- 2 平成21年4月1日適用の規程は、この規程の実施をもって廃止する。

別表1

名 称	出席費用	備考
理事会出席旅費（各回）	2, 000円	開催地なし。東都・神奈川 県・埼玉県
評議員会出席旅費（各回）	2, 000円	同 上
監事監査他出席旅費（各回）	2, 000円	同 上

別表2（日額）

旅 費	宿泊費	その他
実 費	20, 000円	実費